

第 3 章

施策の方向と展開

第1節 施策の方向

第1章に示した計画の基本目標として、

- ①地域生活支援の充実
- ②精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活の継続に向けた支援
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤就労支援の充実
- ⑥子どもの将来の自立に向けた発達支援

の6点の施策を重点的に推進していくもの位置づけました。
これらを基に第2節の各分野において施策の展開をします。

第2節 施策の展開

1 生活支援

【現状と課題】

○アンケート調査の結果から、障がい者が将来的に生活の場として希望しているのは、圧倒的に自宅であることを踏まえ、障がいがあっても住み慣れた自宅で生活を継続していくための支援をしていくことが重要です。

○障がいの重度化・重複化、高齢化に対応し住み慣れた住居での支援やサービス提供体制のあり方が課題となっています。また、介護が必要な障がい者グループホームの入居者は、介護と障がいのサービスを同時に利用できるような共生型サービスが必要となってきた現状にあります。

○障がい者が入所施設や病院等から地域での生活へ移行するため、相談支援事業者は地域移行・地域定着支援の取組みを行っています。しかし、施設入所者は地域移行が困難な障がい者が多く、また、精神科病院等に入院している方は安心して生活できる居住場所が少ないため、地域移行実績が無い状況です。地域移行を促進するためには、居住場所だけではなく相談支援の体制や日中活動の場づくりを進めるとともに、地域全体が障がい者を理解し、受け入れていくことが必要な状況にあります。

○障がい者が自己選択・自己決定により地域で暮らすためには、一人ひとりの状況に合わせて、居住支援（住まいの確保）と地域支援（日常生活の支援）を、コーディネートしていく必要があります。

○特別支援学校卒業後や地域生活への移行後に、本人の希望にあった日中活動の場を確保することが必要です。

○障がい者が安全で質の高い保健福祉サービスを利用できるよう、サービスの質の向上に向けた取組みを推進していく必要があります。

○難病及び発達障がい者については、手帳交付等が無く、行政と接する機会等が無い場合もあり、福祉との接点が少ない方も多いです。自分が受けられる保健福祉サービスについてあまり知らない状況があります。

【施策の展開】

（１）在宅サービスの充実・地域における生活の維持

- 障がいの重度化、高齢化に対応できるよう、介護が必要なグループホーム入居者を支援します。
- 介護と障がいのサービスを同時に提供できる共生型サービスを推進します。
- 平成30年度から新たに創設されるサービスで、地域で生活を継続していくための、相談、助言等を行う自立生活援助を推進します。
- 医療的ケアが必要な方の在宅生活を支援するため、訪問看護ステーションの活用など必要なサービスの充実に努めます。

（２）地域移行の促進

- 地域移行のニーズ把握に努めるとともに、地域における支援体制の整備、住宅入居等支援事業等の施策の検討、生活の場の確保に取り組み、施設等から地域での生活へ移行できるようにします。

（３）精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- 社会的入院の精神障がい者が、退院後地域で継続して地域の一員として生活して行けるように、支えるための地域包括ケアシステムの構築を推進します。そのために、医療・介護・福祉の関係機関が協議する場を設置し連携を図ります。

（４）地域生活の継続に向けた支援

- 在宅で生活する障がい者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域で生活を継続できる体制作りのため、地域生活支援拠点の整備を推進していきます。市単独での整備が難しい場合は、道南圏域、近隣市町と協議して整備を推進します。

（５）日中活動の充実

- 障がい者の希望や特性に合わせた日中活動の場を確保するため、計画的に施設や事業所の整備・改修を実施していきます。

（６）サービスの質の向上

- 保健福祉サービスの質の向上を図るため、事業者への支援、市民への情報提供等を進めます。

（７）施設の充実について

- 障がい者の地域生活への移行・継続支援を機能させるため、地域生活支援型の施設入所支援、生活介護、自立訓練、短期入所、障がい児通所支援である児童発達支援、放課後等デイサービスや、基幹相談支援センター等の充実や整備が必要です。施設整備にあたっては、環境負荷の低減や災害時対応、障がいの程度を問わず利用することができるように配慮した施設整備に努め、世代や障がいの有無等を超えた多様な交流ができるように努めます。

2 保健・医療

【現状と課題】

○障がい者に関する医療・介護・福祉については、より一層の連携の必要があります。障がい者の医療的ケアへの対応、施設から在宅生活への移行、在宅での療養支援、難病患者等に対する制度の拡大等を踏まえ、保健・医療・福祉サービスの提供を効率的・効果的に進めていく必要があります。

○障がいの状況や段階に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリテーションを細やかに進めていくことが重要です。

○発達の遅れや障がいのある子どもの支援として、乳幼児健診等を契機とした相談や療育を通じて、子どもの発達支援と保護者に対して気づきや受容を促し、乳幼児健診後のフォロー体制を強化していく必要があります。

○発達障がいを専門とする医療機関も少なく、支援体制が構築されていない現状があります。また、理解も進んでいないため、本人の苦しみから精神疾患などの二次障がい等が現れていることが見受けられます。

【施策の展開】

(1) 予防の充実

○障がいによる活動性の低下等が原因で発生する疾病などを予防するため、健診・検診の受診率向上や生活習慣病予防を推進します。

(2) 健康づくりの推進

○障がいの有無に関わらず、市民の誰もが身近な場所で健康や体力の維持・増進に取り組める環境づくりを進めます。

(3) リハビリテーションの充実

○障がい者が心身の機能の維持回復・獲得を図り、より質の高い地域生活を送ることができるよう、日常生活の中で取り組むリハビリテーションを促進します。

(4) 医療・介護・福祉の連携

○障がい者が安心して医療・介護・福祉サービスを受け、また、障がいの重度化を防止し健康増進を図るため、医療・介護・福祉の関係機関の連携を推進します。

(5) 母子保健事業と連携したフォロー体制の拡充

○母子保健事業での乳幼児健診や相談事業を通じて、支援の必要性が高いと判断された子どもについて、保護者の障がいに対する気づきや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。

(6) 医療的ケアを必要とする児童への支援

○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置や、医療的ケアを必要とする児童のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携や協議の場の設置を推進します。

(7) 発達障がいに関わる周知・職員の資質向上

○発達障がいの方に対しての周囲の理解不足や偏見を減らすために、発達障がいの事に関する普及、啓発を推進します。

○窓口となる職員には研修の受講などを実施し資質向上に努め、本人や家族が相談しやすい支援体制を強化します。

3 生活環境

【現状と課題】

○障がい者が安心できる地域で自立した生活を送れるよう、住まいの場であるグループホーム等の整備に取り組んでいますが、充分とはいえない状況にあります。

○障がい者の住まい探しの総合的な相談については、主に相談支援センターが担っています。今後も、多様な住み方を選ぶことができるよう、相談窓口を充実させていく必要があります。

○移動支援（通院等介助）については、外出時の支援が必要な人に対し、円滑に外出できるようにし、地域における自立した生活や余暇活動などの社会参加促進の観点からも推進の必要があります。移動支援サービス従業者の育成を支援するとともに、国における検討の結果を踏まえ、制度の拡充を検討する必要があります。

○障がい者がグループホームの空き情報等を確認出来る環境整備の必要があります。

○障がい者の地域生活の拡充のため、住まいの場を確保していく必要があります。

○障がい者が暮らしやすい生活環境づくりにむけて、歩道や施設のバリアフリー化、バリアフリー住宅の普及・啓発を進めます。また、身体障がい者の日常生活用具等の給付では、住宅改造費の助成等を行っています。今後も障がい者が社会の様々な活動に参加し自己実現を図れるよう、ユニバーサルデザイン（注：1）の視点に基づく生活環境の整備を推進し、その環境を多くの人々が利用できるようにしていく必要があります。

【施策の展開】

（1）居住支援の充実

○障がい特性に配慮した重度障がい者等のグループホームの整備を推進します。

○高齢者や障がい者等の状況に応じた居住支援や住まい探しのサポートを行うことで、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが続けられるよう支援体制の整備を進めます。

○障がい者だけでなく、一般の高齢者、要介護認定者等と一緒に生活していける共生型の住居の整備を推進します。

（2）ユニバーサルデザインの推進

○誰もが利用しやすい生活環境の整備を推進していくために、ユニバーサルデザイン（注：1）の普及・啓発を進めていきます。

（3）移動のための支援の充実

○移動困難な方の社会参加の促進や生活圏の拡大を図るため、福祉有償運送事業者等による移動のための支援が円滑に行われるよう努めます。

（注：1）文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

4 雇用・就労・経済的自立の支援

【現状と課題】

○他市の事例ではありますが、就労継続支援事業所の突然の閉鎖等があり、障がい者の就労に関しては、厳しい状況が依然見受けられます。

○北斗市雇用促進協議会では、産業、教育、行政等が連携して、企業の障がいの特性の理解と雇用促進に取り組んでいます。精神障がい者の雇用義務化や雇用分野における差別の禁止等への対応が課題となっています。

○市では、授産製品の販売等の実施や、障害者優先調達推進方針の策定等により、工賃向上や販売促進等働く障がい者の自立に向けた取組みを進めています。障がい者就労施設等でのより一層の経営力や生産力、販売力向上のための仕組みづくりが必要です。

○障がい者が地域で自立した生活を営むため、雇用・就業の促進とあわせて、公的年金等を中心とした制度による経済的自立を進めていけるよう、対象者の受給漏れを防ぐ取組みや、制度の充実等について国や道への働きかけ等が必要です。

○発達障がいにより就労が困難・離職してしまった者が社会的に孤立又は経済的に困窮に至る現状があります。また、就労後や成人期に初めて診断を受ける者も多く生育歴に多様性があるのが現状です。

○一般就労ができる障がい者が、就労支援施設等から、一般就労への移行していくための誘導が必要です。

○関係機関との連携を強化して、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充が必要です。

○企業に対する障がいの特性の理解と雇用促進の啓発を強化が必要です。

【施策の展開】

(1) 就労支援の充実

○就労定着に向けた支援として、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家庭との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが平成30年4月から創設されます。

○障がい者就労支援施設職員の支援力の向上、施設利用者の意欲向上に向けた取り組みの強化を図ります。

○安心して働き続けることができるように、就労障がい者が気軽に立ち寄り相談できる場所の拡充と定着支援の強化を図ります。

○多様な障がい特性に対応するため、障がい者就労支援センターの支援力を強化するとともに、専門機関とのネットワークの充実を図ります。

○障がい者支援のみならず、若者支援や生活困窮者支援など、多様な分野と連携した就労支援に取り組めます。

○発達障がい者の就労支援は、様々な生育歴があることから、直ちに就労支援に結びつけてよいか、生活面の問題解決や障がい認識・受容など優先すべき事柄が無いかを確認し、就労に向けてのミスマッチが発生しないように、他機関との連携強化を図ります。

○学校と就労支援事業所等が連携して、障がい者の生徒本人や家族向けに就職説明会を実施します。

○なるべく多くの障がい者が、一般就労できるように、企業等に向けての障がいをもつ人に対する合理的配慮について、周知、啓発を推進します。

(2) 多様な雇用の促進

○企業に働きかけ、身近な地域での多様な働き方の拡大に取り組みます。特に推進して行く職種としては、

- ①農業と福祉の連携を図り、農業が障がい者の就労の場となるよう推進して行きます。
- ②ビルメンテナンス業と福祉の連携を図り、障がい者の就労の場となるよう推進して行きます。

(3) 工賃の向上

○作業所等経営ネットワークを強化し、共同受注の仕組みを構築し、市内就労支援施設の工賃向上に取り組みます。

○障害者優先調達推進方針を市役所内部に広く周知し、障害者就労支援施設等への物品、役務の調達を拡大します。

○市のイベント等で、施設製品の販売拡大に取り組みます。

(4) 経済的自立の支援

○障がい者が地域で自立した生活を営むためには、雇用・就業の促進に関する施策とともに、障害基礎年金や特別障害者手当等の制度の運用が重要です。対象者への申請案内や相談に取り組むほか、必要に応じて制度の充実等について国や道へ働きかけていきます。

5 教育・文化芸術活動・スポーツ等

【現状と課題】

○配慮が必要な子どもを早期に必要な支援につなげるため、定期検診時に相談しやすい環境に配慮するなど、保護者の気づきを促す必要があります。

○支援情報がライフステージで途切れることなく引き継がれるよう、支援情報の引継ぎや関係機関のネットワーク作りを推進します。福祉と教育が連携し、就学後も支援情報が引き継がれることが求められています。

○発達障害支援センター「あおいそら」では、増え続ける相談・療育の利用希望者への対応が課題となっています。障がい本人だけの問題ではなく、周囲との間に生じる相互的な問題と捉え、本人に対する支援とあわせ、周囲の人をはじめ地域に対する理解促進や、普段子どもと関わる支援者のスキルアップなど、地域で支えるための取組みを強化していく必要があります。

○放課後等デイサービスや学童クラブなど、放課後の居場所を拡充することが求められています。

○障がい等により配慮を要する幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応えるため、教育現場に携わる人が障がいについての知識や理解を持った上で、学習指導、生活支援の体制を充実させることが求められています。

○障がい者芸術・文化祭や障がい者スポーツ大会の開催等を通じて、文化芸術活動、スポーツの普及が図られています。参加・活動の機会の拡充や、サポートスタッフなどの人材育成、施設の充実が課題となっています。

【施策の展開】

(1) 早期支援の充実

○専門機関による相談会を実施するなど、相談しやすく専門性の高い相談の機会を確保します。

○発達に不安を抱える保護者が利用しやすい取組みを進めます。

○母子保健事業での乳幼児健診や相談事業を通じて、支援の必要性が高いと判断された子どもについて、保護者の障がいに対する気づきや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。

○障がいリスクの高い妊産婦や未熟児、障がい児と暮らす家庭に対して、医療機関や訪問看護ステーション等と連携し、保護者及び母子への支援を充実します。

(2) 地域支援の充実

○保育園や幼稚園、学校等、日頃地域で子どもに関わる支援機関に対し、講師派遣や研修、巡回訪問を行うなど、関係機関の人材育成に取り組みます。

○シンポジウムや講演会を開催するなど、子どもに関わる支援者や地域社会に対し、障がい理解を促進します。

(3) 教育福祉の連携強化

○ライフステージを通して途切れのない支援が行えるよう、支援情報の引継ぎ支援に取り組みます。

○就学支援シートや就学支援ファイル（療育カルテ）を活用し、就学前から小学校への円滑な引継ぎを図ります。

(4) 教育・保育の充実

○障がいの有無に関わらず、子ども自身が「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育等を利用できるよう必要な支援を行います。

○インクルーシブ教育システムの構築（注：2）など国や道の新たな施策動向に対応しながら、特別支援教育の取組みを進めます。

(5) 配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保

○教育・保育等に加えて、子どもの社会的な自立や発達を促すため、障害児通所支援の拡充など、配慮が必要な子どもの療育や日中活動の場の充実を図ります。

(6) 生涯学習の推進

○障がいの有無に関わらず、趣味や自己表現、仲間との交流などを通じて生活を充実させることができるよう、生涯学習・文化活動を推進します。

○障がいのある成人を対象とした障がい者学級のあり方と運営について検討します。

(7) スポーツの推進

○子どもから高齢者、また障がいがあっても、いつでも、だれでもスポーツに親しみ、健康に過ごせる社会をつくっていきます。

(8) 文化芸術活動の振興

○障がいの有無に関わらず、文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。

（注：2） インクルーシブ教育とは、一般教育制度の中で、障がいを持つ子も含めた一人一人の個性を尊重し多様に合わせた支援をしていくこと。

6 情報アクセシビリティ

【現状と課題】

- 意思疎通支援事業の実施、情報の取得や意思表示を支援する機器の提供などを通じ、意思疎通の支援と情報アクセシビリティの向上に努めてきました。
- 行政情報の発信にあたっては、文書の点訳・音声コード化、声の広報・点字広報の発行、視覚障がい者・聴覚障がい者に配慮したホームページの運営等に取り組んでいます。引き続き情報提供の充実を図っていく必要があります。

【施策の展開】

(1) 意思疎通支援の充実

- 意思疎通支援事業による支援を行うとともに、手話等の意思疎通手段の啓発、意思疎通を支援する人の育成を行います。

(2) 行政情報へのアクセシビリティの向上

- 行政情報の提供にあたり、情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、アクセシビリティ（注：3）のさらなる向上に努めます。

(3) 情報提供方法の多様化

- インターネットやスマートフォンの普及により発展しているSNSサービス（LINE、Twitter、Facebook等）による情報伝達方法を推進します。

（注：3）アクセシビリティは、さまざまな製品や建物やサービスへの、アクセスしやすさ、接近可能性などの度合いを示す言葉である。一般的に、障がいや不自由のある閲覧者に対しての閲覧保障性（ウェブアクセシビリティ）＝アクセシビリティだと思われがちであるが、障がいや不自由のある閲覧者だけでなく、さまざまな閲覧環境（ハード・ソフト・操作機器・モバイル等）への対応性を指すのが本来の意味。

7 行政サービスによる配慮

【現状と課題】

- 必要な人が適切な配慮を受けることができるよう、市職員等に対し、新規採用時をはじめ、適宜研修等を行っています。今後も障がいに対する理解を促進するための取組みを進めて行くことが必要です。
- 平成29年度より聴覚障がい者の意思疎通支援のため、市保健福祉課に専任の手話通訳者を配置しました。
- 障害者差別解消法により、市の事業執行全般において合理的な配慮を進めていくことが必要です。
- 障がいの有無に関わらず、共に生きる地域社会を目指すため、障がい者の要望や意見を反映していく機会が設けられています。今後は、より参加しやすい環境を整えていくことが必要です。

【施策の展開】

(1) 市職員に対する研修の促進

- 研修制度を充実させ、障がいに対する理解を促進します。

(2) 合理的配慮の提供

- 市の事務事業の実施にあたり、必要かつ合理的な配慮を行います。

(3) 市の政策・施策形成への参画の支援

- 障がい者が市政に参加する機会を確保し、運営において適切な配慮を行います。

8 安全・安心

【現状と課題】

○市では、高齢者だけではなく、障がい者や子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、より身近な日常生活の場で、その人にあった様々な支援が途切れなく、包括的・継続的に受けられるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組みを進めています。

○障がい者（児）の相談支援については、相談支援事業所の数が少ない現状にあり、さらなる相談支援体制の充実を図るため事業所の増加させる必要があります。

○市では、保健福祉ニーズの急速な拡大に伴い専門職の需要が高まる中、人材の確保・育成を図る必要があります。

○地域住民による支えあい活動として、サロンや住民参加型サービス等を推進しています。行政サービスだけでは対応できない地域での見守り等のニーズに対応するため、さらなる活動の活性化や活動を担う人材の発掘が課題となっています。

○消費者としての障がい者の保護に関して、障がい者が消費者トラブルに会うことを防止する等の取組みを関係所管と連携して進めていく必要があります。

○災害時において、障がい者や高齢者等の自力で避難することが困難な要援護者に対する支援体制を整備していきます。

○災害発生時の情報伝達手段を充実させる必要があります。また、発災時に障がい者を支えるボランティアや専門職の確保を図る必要があります。

【施策の展開】

（１）相談支援体制の充実

○地域包括ケアシステムの推進に向けて、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を充実するため、様々な障害種別に対応するとともに、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。また、相談支援事業所の増加を推進します。

（２）保健福祉人材の育成・確保

○福祉・人材育成センターで実施する各種専門研修や基幹相談支援センターで実施するケアマネジメント研修等の充実を図ります。

○地域福祉を推進する上で欠かせない人材である民生委員・児童委員や、身近な地域で主体的な活動を行うボランティアグループ等を支援し、連携を深めていきます。

○市の保健福祉課職員が、地域への支援や指導・助言を行うために必要な専門スキルの取得・向上に向けて取り組むとともに、保健師や社会福祉士等の専門職の配置や活用を進めます。

（３）家族支援の充実

○障がい者（児）を介護する家族の方を対象としたリフレッシュ事業やレスパイト・ケア（注：４）のための事業を実施するほか、日頃の思いや経験等を語り合い共有する場を紹介するなど、家族支援の充実を図ります。

○障がい者（児）と暮らす家族が抱える不安や悩みを受け止め、課題解決に必要な情報提供やサービス調整など、家族に寄り添った相談支援に取り組みます。

○家族の方の介護負担を軽減するとともに介護人材不足に対応するため、ITなどの先進的な技術の活用や新しい福祉機器の導入促進を図ります。

(4) 見守りの推進

○地域コミュニティを活性化させ、行政だけでは対処しきれない、ひとり暮らし高齢者や障がい者等の見守り、身近な手伝いの対応等に地域の住民同士の支えあいに取り組む地域づくりを進めます。

○架空請求や振り込め詐欺、あるいは悪質業者から高額な商品を購入させられるなど、障がい者が消費者被害に巻き込まれないための取組みを進めます。

(5) 防災対策の推進

○災害発生時や発生の恐れがある場合に、誰もが災害に関する情報等が得られるような仕組みを整えるとともに、避難誘導や避難生活を支えるために必要な体制の整備を進めます。

○二次避難所の開設・運営体制の強化とともに、発災時に障がい者（児）を支えるボランティアや専門職の確保を図ります。

(注：4) レスパイト・ケアとは、在宅で乳幼児や障がい者（児）、高齢者などを介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。また、そのようなサービスのこと。

元々は欧米で生まれた考え方で、日本では、1976年（昭和51年）の「心身障害児（者）短期入所事業」（ショートステイ）が始まり。

9 差別の解消・権利擁護の推進

【現状と課題】

○市保健福祉課に障がい者虐待通報・届出窓口を設置しています。また、障がい者虐待防止のパンフレットを配置をして市民への周知・啓発を行っています。

○虐待防止の対応については、通報件数や対応困難事例が増えているため、関係機関との連携を充実させるとともに、市職員および事業者の対応力の向上を図る必要があります。

○障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法により、障がいを理由とする差別の解消に向け取り組む必要があります。

○成年後見制度利用支援事業については、市民成年後見人の養成研修に向け取り組む必要があります。

【施策の展開】

(1) 障がい理解の促進

○幼少期から地域や学校において、さまざまな人と出会い、触れ合いながらともに過ごす時間を通じて、障がいの捉え方や特性を理解する機会を持てるよう努めます。

○ユニバーサルデザインの推進や合理的配慮等を行うことにより、障がい者の生活や活動がしやすくなることを、周知・啓発するとともに、市としてもハード・ソフト両面からの取組みを進めます。

○外見からはわかりづらい発達障がいや難病、高次脳機能障がい等について、市民のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行います。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

○障がいを理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、啓発活動に取り組みます。

(3) 虐待の防止

○障がい者に対する虐待を防止するためのネットワークを強化します。

○障がい者虐待防止の取組みを引き続き市民へ周知・啓発するとともに、虐待防止に携わる関係者等を対象とした研修を継続的に実施し、障がい者虐待への対応力向上を図ります。

(4) 権利擁護の推進

○知的障がい者や精神障がい者など、本人の判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談、市民成年後見人の養成を進めます。